



## 利用規約について

### レンタルボート予約につて

1. 予約は、利用予定日の30日前から利用予定日の2日前17時までインターネット受付けております。(当日も空いていればご利用できます。)
2. 会員様1名に対して1艇のレンタルがご利用できます。
3. ご予約可能期間の間は艇種に関係なく、何度でもご予約ができます。
4. 予約変更及び予約キャンセルは予約日の3日前の午後17時まで承っております。  
変更及びキャンセル手続きは予約画面内の「予約画面」より行ってください。但し艇種の変更と利用時間の変更は前日15時まで可能です。
5. 利用日の3日前17時以降の予約日の変更はキャンセル扱いとなります。

### レンタルボート利用について

1. 本人及びビジターにおいて下記の方はご利用できませんのでご了承ください。発見した場合はご利用を中止致します。
  - ①暴力団等の反社会的団体の構成員およびその関係者や刺青やファッションタワーのある方。
  - ②身体に障害のある方は設備の都合上安全面を確保することが出来ませんのでご遠慮下さい。
2. レンタルボートの利用時間については下記の通りとします。必ず営業時間内に帰航して下さい。  
6月～9月：9:00～18:00 10月～5月：9:00～16:00  
※営業時間外の帰航が続く会員の方は管理者の判断により、会員資格の一時停止又は除名をします。
3. 航行区域は下記の通りとします。  
河川を除く、琵琶湖全域
4. ご利用の当日受付時に会員証及び小型船舶操縦免許証を確認させていただきますので必ずご持参下さい。お忘れになった場合はご利用頂くことができませんのでご注意ください。また小型船舶操縦免許証が失効している場合は利用することはできません。有効期限をご確認ください。
5. ボート貸出時のルール
  - 乗船人数は、定員厳守でお願いいたします。
  - ライフジャケットは、定員分のライフジャケットをご用意していますが、サイズが合わない事場合は、スタッフのお申しつけ下さい。ご用意いたします。
  - 極端に、大きい方は初めに伝えていただくと、ご用意いたします。
  - お子様は12歳未満は2名で大人1名と換算いたします。
  - お子様のライフジャケットはクラブハウス前に有ります、木目調のロッカーに4サイズをご用意していますので、それぞれサイズに合うライフジャケットの着用をお願いいたします
  - ライフジャケットは、濡れていても良いので、そのまま、船に置いといてください。
  - お子様のライフジャケットは、元の場所にお戻しください。
  - 船体、エンジン、プロペラともに貸し出した時と同じ状態で返却できるようにご利用なさってください。
5. ご利用に関して下記の行為は禁止しております。発見した場合はご利用をお断りいたします。
  - ①航行区域違反及び徐行区域の遵守。(琵琶湖条例等で定められた航行区域)

- ②ボート賃貸業・遊覧船事業等の営業行為。
- ③定置網等の漁業施設付近での釣りやスピード航走行為。
- ④空き缶・ビニール袋や釣り仕掛けなどゴミの不法投棄。
- ⑤遊泳区域への侵入
- ⑥その他迷惑行

## レンタルボート利用料金の精算について

レンタルボート利用料金の精算については下記の通りとします。

1. 利用時間は3時間又は6時間となります。
2. 延長料金は料金表に記載している通りに 15 分単位で計算します。

※利用料金には、燃料代・マリングッズ代・入場料・駐車場代は含まれておりません。

別途精算になります。

### 帰港・精算

- レンタル終了時間帯で桟橋に着岸した時点でレンタル終了となります。
- 必ず、スタッフに終了したことをお伝え下さい。
- 終了されても、船に荷物が乗っている場合は、まだ乗られると思い、延長させて頂く事もあります。
- ご予約された時間を超えられ乗船してましたら、くつろいでいただいていると思い、延長させて頂く事も御座います。延長は15分単位で区切らせていただきます。
- 荷物やゴミは、船から降ろして下さい。お子様のライフジャケットは元の場所に戻して下さい。
- スタッフが荷物が無くなった事を確認いたしましたら、給油に入ります。
- 給油終了した時点で、精算は可能となります。
- ハイシーズン、大雨の時、天候が悪い時は、給油に時間がかかる事も御座いますのでご了承下さい。

## レンタルボートの事故について

1. 事故が発生した場合は、水上警察に通報するとともに救助活動を行います。  
ただし気象・海象により自社救助艇が出勤出来ない場合があります。
2. ボートは利用に際し、ヨット・モーターボート総合保険の船体条項、賠償責任条項、搭乗者傷害危険補償特約および捜索救助費用補償特約に加入しています。

補償項目	保険金額	免責金額
船体条項	時価額	100 千円
賠償責任条項	100,000 千円	1 千円
搭乗者傷害危険補償	1 名 10,000 千円 1 事故 10,000 千円×定員	—
捜索救助費用補償	500 千円	—

事故発生による損害については上記保険を適用します。但し免責額その他の保険金により填補されない損害については、会員の負担となりますのでご了解ください。

**重要** 船外活動中（船の外での活動）の自己に関しては、全て保険の対象外ですのでご注意ください。

- 例** シュノーケリング等の遊泳中、船から飛び込み等による事故。  
ビーチや島に上陸してのバーベキューや散策中の事故  
マリナーでの乗船まで及び下船後の船を離れている状態での事故。

ウェイクボード・バナナボートに乗船されてる時及び落下した時の事故

- ※ 保険対象外 プロペラ、シャフト、ギアユニット、ケースなどドライブユニットに生じた損害。
- ※ エンジンの焼き付けも保険対象外。